二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十

百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百十五
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の八十四
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の五十五
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の二十七
二百四十万円以上	○

(2)　給付費相当額控除後特定納付費用額のうち(1)に規定する三分の二を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合　次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四

（健康保険法施行令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

第三十六条の二　法第百八条第四項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　傷病手当金合計額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害手当金の支給を受けることとなった日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第九十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）と障害手当金の額との差額

二　報酬を受けることができない場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　法第九十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であって、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあっては、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十